

業務委託契約書

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「甲」という。）と[]（以下「乙」という。）は、内閣府が推進するグローバル・スタートアップ・キャンパス構想（以下「GSC構想」という。）において甲が実施するグローバル・スタートアップ・キャンパス構想先行国際共同研究事業に係る業務を甲が乙に委託するため、令和●年●月●日（以下「本締結日」という。）付けで、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

前 文

甲及び乙は、GSC構想のミッションが、日本国内及び国外の優秀で野心的な研究者、スタートアップ、先見的なベンチャーキャピタル、アクセラレーター及び企業との連携により、日本全体のイノベーション・エコシステムの変革を促進し、世界最高水準のイノベーション・エコシステムのハブを構築することであることを認識している。

内閣府は、GSC構想に基づく活動の実施主体となる認可法人（以下「GSC運営法人」という。）を設立することを予定しており、甲は、GSC運営法人が設立されるまでの間、甲に設けられている基金を用いて、先行的にGSC構想に基づく活動（以下「先行的活動」という。）を行うこととしている。

甲は、乙に業務を委託して、乙が保有するディープテック分野の事業化に関する経験やネットワーク等を活用して甲が行う先行的活動に対する支援法人（以下「運営支援法人」という。）としての役割を担うことを希望し、乙は、甲から業務を受託し、運営支援法人として活動することを希望している。

甲及び乙は、両者が協力して先行的活動を行うことがGSC構想のミッションの実現に資するものであることを確信し、以下のとおり合意する。

第1条 （定義）

本契約において、以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有する。

- (1) 「公募要領」とは、内閣府が作成し令和7年7月15日付けで公表した「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想 先行的活動における運営支援法人に関する公募要領」をいう。
- (2) 「業務計画書」とは、本契約の別添「業務計画書」をいう。
- (3) 「業務委託契約事務処理要領」とは、甲が別に定める「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想先行的活動における運営支援法人業務委託契約事務処理要領」をいう。
- (4) 「本応募」とは、内閣府が公募要領に基づき実施する公募に対する応募をいう。
- (5) 「マイルストーン」とは、乙が業務計画書に定める委託業務の進捗管理上重要な区切りをいう。
- (6) 「知的財産権」とは、次の各号に定めるものをいう。

- ① 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権及び特許を受ける権利
 - ② 実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権及び実用新案登録を受ける権利
 - ③ 意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権及び意匠登録を受ける権利
 - ④ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利
 - ⑤ 種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び品種登録を受ける地位
 - ⑥ 前各号の外国における各権利に相当する権利
 - ⑦ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。）並びに外国における当該著作権に相当する権利（以下「著作権」という。）
- (7) 「発明等」とは、次の各号に定めるものをいう。
- ① 特許法第2条第1項に規定する発明
 - ② 実用新案法第2条第1項に規定する考案
 - ③ 意匠法第2条第1項に規定する意匠及びその創作
 - ④ 半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第2項に規定する回路配置及びその創作
 - ⑤ 種苗法第2条第2項に規定する品種及びその育成
 - ⑥ 著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物及びその創作
- (8) 「新技術」とは、国民経済上重要な科学技術に関する研究及び開発の成果であって、企業化されていないものをいう。
- (9) 「法令等」とは、日本又は外国における法律、命令、条例、規則、通達等を総称していう。
- (10) 「事業年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。
- (11) 「法定利率」とは、民法第404条に定める法定利率をいう。
- (12) 「安全保障貿易関連法令等」とは、外国為替及び外国貿易法（外国において相当する法律を含む。）及びその他の日本又は外国における安全保障貿易管理に関する法令等を総称していう。
- (13) 「特定類型」とは、経済産業省の通達「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1(3)サに規定する特定類型をいう。
- (14) 「支援先」とは、乙が委託業務として定められた支援業務を提供する相手方をいう。
- (15) 「ステアリング・コミッティ」とは、GSC構想に関する審議等を行うために内閣府に設置された有識者会議をいう。
- (16) 「居住者」及び「非居住者」とは、外国為替及び外国貿易法第6条に定義する意味を有する。

第2条（業務委託）

- 1 甲は、乙に対して、以下に掲げる3つのプログラム（以下単に「プログラム」という。）のうち甲が指定する1ないし複数のプログラムに係る業務（以下「委託業務」という。）

を委託し、乙はこれを受託する。委託業務の詳細は、公募要領及び業務計画書において定める。

(1) 国際研究プログラム

- ① ガバナンス体制の構築
- ② ベンチャー・ディレクター候補の発掘・確保（なお、ベンチャー・ディレクター（以下「VD」という。）は、以下の③から⑧を実施するものとする。）
- ③ ワークショップの実施及びコミュニティ形成に係る支援
- ④ 社会的インパクトの高い革新的研究テーマの設定に係る支援
- ⑤ 研究代表者の公募・採択に係る支援
- ⑥ 革新的研究テーマの進捗管理（評価を含む。）の支援
- ⑦ 革新的研究テーマに基づく研究課題の事業化の支援
- ⑧ 研究資金配分を行う海外公的機関や海外非営利機関等との協調ファンディング

(2) 事業化支援プログラム

- ① 対象者の選定
- ② 経営ノウハウの提供
- ③ メンター支援やコミュニティ形成支援
- ④ 事業化の各プロセスでの支援の提供
- ⑤ 海外ベンチャーキャピタル等のネットワーキング機会の提供
- ⑥ 知財戦略立案、権利化支援

(3) 人材育成プログラム

- ① 国外研究者の国内招へい
- ② 国内研究者の海外派遣
- ③ 起業家教育・事業化支援

第3条（善管注意義務等）

- 1 乙は、委託業務を、本契約、公募要領、業務計画書及び業務委託契約事務処理要領に従い、善良な管理者の注意をもって実施しなければならない。
- 2 乙は、委託業務を実施するにあたり、法令等を遵守しなければならない。

第4条（委託期間）

甲が乙に委託業務を委託する期間（以下「委託期間」という。）は、本締結日から最長3年間とする。但し、令和11年3月31日を超えないものとする。

第5条（委託費の支払い）

- 1 甲が乙に支払う委託費の上限額（以下「契約金額」という。）及び契約金額の事業年度毎の内訳は下記のとおりとする。

記

契約金額：金〇〇,〇〇,000円（内消費税・地方消費税額〇,〇〇,000円）

〈事業年度毎の内訳〉

令和7年度：〇,〇〇,000円（内消費税・地方消費税額〇,〇〇,000円）

令和8年度：〇,〇〇,000円（内消費税・地方消費税額〇,〇〇,000円）

令和9年度：〇,〇〇,000円（内消費税・地方消費税額〇,〇〇,000円）

令和10年度：〇,〇〇,000円（内消費税・地方消費税額〇,〇〇,000円）

- 2 乙は、甲に対し、四半期毎に前項に定める各事業年度の契約金額の範囲内で[業務計画書に定める支出計画に従った]委託費の支払いを請求することができるものとし、甲は乙の請求を適切と認めた場合には、当該請求金額を次項に定める乙の受取口座に振り込む方法により支払う（以下、かかる支払いを「概算払い」という。）。乙は、概算払いを受けた金銭を委託業務の実施以外の目的に使用してはならない。
- 3 乙は、甲から委託費の支払いを受けるため、日本の全国銀行データ通信システムにて送金することが可能な、乙名義の銀行預金口座（以下「受取口座」という。）を開設しなければならない。乙は、第24条に定める精算手続が完了するまで、概算払いされた金銭を業務計画書に従って委託業務の実施のために支出するほか、受取口座から一切出金してはならない。
- 4 乙は、委託業務が複数のプログラムに係るものである場合は、プログラム毎に受取口座を別に開設し、プログラム毎に区分して経理し、それぞれの間で経費の流用をしてはならない。
- 5 乙は、委託費を業務計画書に記載された委託費の内訳に従い、使用しなければならない。
- 6 第1項の規定にかかわらず、第25条第1項各号に定める事由が発生した場合又はそのおそれがある場合、甲は、概算払いを停止することができる。乙がこれにより損害を被っても、甲は何ら責任を負わないものとする。

第6条（表明保証）

- 1 乙は、以下の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。但し、乙は、やむを得ない理由により本締結日に第1号に定める外国会社の登記を完了することができない場合には、本締結日後可及的速やかに（遅くとも3ヵ月以内に）当該登記を行い、その登記簿謄本を甲に提出することをもって足りるものとする。
 - (1) 【①乙が日本法人である場合】乙は、日本法に基づき適法に設立され、かつ有効に存続する法人であり、委託業務の実施に必要な権限及び権能を有していること。
【②乙が外国会社である場合】乙は、●●法に基づき適法に設立され、かつ有効に存続する法人であり、委託業務の実施に必要な権限及び権能を有していること。また、乙は、日本において会社法第933条第1項第2号に基づく外国会社の登記をし、日本に住所を有し一切の裁判上の又は裁判外の行為をする権限を有する日本における代表者（以下「日本における代表者」という。）が存在していること。
 - (2) 乙は、本契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を有していること。乙による本契約の締結及び履行は、その目的の範囲内の行為であり、乙は、本契約の締結及び履行に関し、法令等、乙の定款その他の社内規則において必要とされる手続を全て適法に履践していること。
 - (3) 本契約は、乙により適法かつ有効に締結されており、かつ甲により適法かつ有効に締結された場合には、乙の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、かつ、かかる義務は、本契約の各条項に従い、乙に対して執行可能であること。
 - (4) 乙が本応募において内閣府に提出した書類及び提供した情報は全て真実かつ正確であること。乙は公募要領に定める申請資格を満足していること。

- 2 乙は、前項の表明保証に誤りがあることを認識した場合、直ちに甲に報告しなければならない。

第7条 (再委託)

- 1 乙は、委託費の2分の1を超えて、本契約の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。また、委託費の2分の1を超えない場合であっても、委託業務の主要部分を再委託してはならない。
- 2 乙は、前項の規定に従って再委託しようとするときは、甲に書面により申請し、甲の事前承認を得なければならない。
- 3 乙は、前項の承認を受けて再委託するときは、再委託先（乙の直接の再委託先に限らず、それ以降の再委託先を含む。以下同じ。）と本契約に準ずる内容の契約を締結し、再委託に係る事務処理について業務委託契約事務処理要領を準用するものとする。
- 4 乙が、前三項の規定に基づいて再委託した場合、再委託先の行為はすべて乙の行為とみなし、甲に対してその責任を負うものとする。
- 5 乙は、再委託するときは、乙及び再委託先毎に経費を区分して経理し、それぞれの間で流用してはならない。
- 6 乙は、本契約に基づき甲に対して委託業務について報告する場合、再委託に係る業務についても報告に含めなければならない。

第8条 (安全保障貿易管理)

- 1 乙は、委託業務の実施において、安全保障貿易関連法令等を遵守しなければならない。委託業務に起因し又は関連して支援先に安全保障貿易関連法令等の違反を生じさせてはならない。
- 2 乙は、前項の定めを遵守するために、乙又は再委託先と雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約関係にある個人で委託業務に従事する者（VDを含み、以下「委託業務従事者」という。）に対して、必要な指導を行わなければならない。
- 3 乙は、委託業務の実施にあたり、以下の各号に掲げる事項（以下「外為法ステータス」という。）について確認し、支援先に当該情報（但し、支援先の業務に関与する者の情報に限る。）を提供するものとする。また、乙は、甲又は内閣府が求めた場合、甲又は内閣府に当該情報を提供するものとする。乙の外為法ステータスに変更が生じた場合も同様とする。
 - (1) 乙、再委託者及び委託業務従事者の居住者・非居住者の別
 - (2) 居住者である委託業務従事者の特定類型への該当性の有無
- 4 乙は、以下の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。
 - (1) 乙、再委託先又は委託業務従事者が外国為替及び外国貿易法第10条第1項又は第16条第1項に基づく経済制裁措置の対象者リストに掲載されている団体又は個人に該当しないこと
 - (2) 委託業務従事者のうち日本国籍を有しない者について、適法な査証及び在留資格を有していること
- 5 乙は、前項の表明保証に誤りがあることを認識した場合、直ちに甲に報告しなければならない。

ない。

第9条（情報管理等）

- 1 乙は、委託業務の実施により知り得た支援先の秘密情報を厳重に管理し、当該秘密情報を委託業務の実施のためにのみ用いるものとし、支援先の事前の同意を得ないで、当該秘密情報を委託業務の実施以外の目的に使用してはならず、また、第三者に開示又は漏洩してはならない。乙は、支援先の秘密情報の取扱いについては、本項に定めるもののほか、支援先の指示に従うものとする。
- 2 乙は、本契約の履行により知り得た甲又は内閣府の秘密情報を厳重に管理し、当該秘密情報を本契約の履行のためにのみ用いるものとし、甲又は内閣府の事前の同意を得ないで、当該秘密情報を本契約の履行以外の目的に使用してはならず、また、第三者に開示又は漏洩してはならない。乙は、本契約の履行終了時に、甲又は内閣府から受領した秘密情報を甲又は内閣府の指示に従い抹消又は返却しなければならない。乙は、甲又は内閣府の秘密情報の取扱いについては、本項に定めるもののほか、甲又は内閣府の指示に従うものとする。
- 3 乙は、委託業務の実施において、個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利又は利益を侵害することのないよう、適正に個人情報を取り扱わなければならない。乙は、支援先から個人情報の提供を受ける場合、支援先の指示に従うものとし、甲又は内閣府から個人情報の提供を受ける場合、甲又は内閣府の指示に従うものとする。乙は、甲から提供を受けた個人情報について、別記1に従って取り扱うものとする。
- 4 乙は、再委託先及び委託業務従事者に前三項に定める乙の義務と同内容の義務を課し、これを遵守させなければならない。
- 5 甲は、必要に応じ、乙又は再委託先における情報の取扱いについて調査することができるものとする。

第10条（情報共有）

甲は、乙が本応募及び委託業務に関して甲又は内閣府に提供した情報を、内閣府（本条においてステアリング・コミッティを含む。）との間で相互に共有することができるものとする。当該情報には個人情報を含むものとし、乙は、委託業務のために取得した個人情報を、甲又は内閣府に提供し、甲と内閣府の間で共有できるよう必要な措置をとるものとする。

第11条（実施体制等）

- 1 乙は、委託業務を適時にかつ適切に実施するために、必要な体制の整備及び人員の確保を行わなければならない。
- 2 乙は、委託業務を実施する上で、甲及び内閣府と密接に意思疎通を図るものとし、少なくとも毎月1回は、委託業務の進捗状況を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、甲又は内閣府から委託業務に関して連絡又は指示を受けた場合、速やかにこれに対応しなければならない。また、乙は、委託業務に関して問題が生じた場合、速やかに甲及び内閣府に報告し、対応について相談しなければならない。

第12条（評価）

- 1 乙は、マイルストーン毎に委託業務の進捗状況を甲が別途指定する様式で甲に報告しなければならない。
- 2 内閣府は、マイルストーン毎に又は必要と認めた場合に、乙の委託業務の進捗状況について、ステアリング・コミッティでの審議を踏まえて評価（以下「進捗評価」という。）を行うものとする。
- 3 内閣府が前項の進捗評価を踏まえ、乙に必要な措置を求めた場合、乙はこれに対応しなければならない。

第13条（業務計画書の変更）

- 1 甲は、必要と認めた場合（前条による内閣府の進捗評価を受けた場合を含むが、これに限らない。）、乙に対し、業務計画書の変更を指示することができるものとし、乙はこれに従わなければならない。
- 2 乙は、次の各号の一に該当して業務計画書を変更しようとする場合は、甲が別途指定する様式で委託業務変更承認申請書を甲に提出し、甲の事前の承認を受けなければならない。甲は、かかる承認をする場合、条件を付することができる。
 - (1) 業務計画書の「I. 委託業務の内容」の変更
 - (2) 業務計画書の「IV. 委託費の内訳」における費目と費目の間で経費の流用（人件費への流用増を除く。）を行うことにより、いずれかの費目の額が3割（その費目の3割に当たる額が50万円以下の場合は50万円）を超えて増減する変更
 - (3) 業務計画書の「IV. 委託費の内訳」における人件費を増額する変更
- 3 乙は、以下の各号に掲げる事由が生じた場合、可能な限り事前に又は事後速やかに、書面にて甲に届け出なければならない。
 - (1) 住所地・連絡先（日本における営業所を含む。）の変更
 - (2) 代表者又は日本における代表者の変更
 - (3) 日本における子会社の設立
 - (4) 合併、会社分割、株式交換、株式移転等の組織再編若しくは組織変更、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡（外国法に基づくこれらに類する行為を含む。）、又は大株主の変更等による乙の経営主体の変更
 - (5) その他乙の事業運営に重大な影響を与える事項
- 4 乙は、前二項に定める変更以外の変更については、甲が別に定める手続に従わなければならない。

第14条（帳簿の備置等）

乙は、業務計画書毎に帳簿を備えて委託業務の経理状況を記録するとともに、その支出を証する書類を整理し、委託業務が完了した日又は本契約が解除により終了した日の属する事業年度の末日の翌日から5年間保管するものとし、当該期間中、甲が求めた場合には、必要な書類を甲に提出するものとする。

第 15 条（貸与品の取扱い）

- 1 乙は、甲から委託業務の実施に必要な物品の貸与を受けた場合、これを委託期間中、無償で使用することができる。
- 2 乙は、前項により貸与を受けた物品（以下「貸与品」という。）を善良な管理者の注意をもって使用するものとし、委託業務以外の目的に使用してはならない。
- 3 乙は、不要又は未使用の貸与品がある場合は、委託期間中であっても、これを速やかに甲に返還するものとする。
- 4 乙は、委託業務が完了したとき又は本契約が解除により終了したときは、貸与品を、甲の指定する期日までに甲に返還するものとする。

第 16 条（取得資産の取扱い）

- 1 委託業務を実施するため委託費により取得した設備備品（以下「取得資産」という。）の所有権は、甲に帰属するものとし、乙は、取得資産を委託業務の終了までの間、無償で使用することができるものとする。
- 2 乙は、取得資産を善良な管理者の注意をもって使用するものとし、委託業務以外の目的に使用してはならない。
- 3 乙は、甲の指示に従い、四半期分毎の取得資産一覧表を当該四半期終了後速やかに甲に提出しなければならない。また、乙は、取得資産に、委託業務により取得したものである旨の標示をしなければならない。
- 4 甲は、取得資産の管理状況を確認するために、職員又は甲の指定する者により乙の施設に立ち入り検査をすることができるものとし、乙はこれに応じるものとする。
- 5 乙は、委託業務の完了後又は本契約の解除後遅滞なく、甲の指示に従い取得資産を甲に引き渡すものとする。
- 6 乙は、前項にかかわらず、委託期間中に取得資産を処分する必要があるときは、速やかに取得資産処分承認申請書を甲に提出し、甲の事前承認を受けなければならない。

第 17 条（知的財産権の取扱い）

- 1 本契約の履行に関して乙により新たに生じた知的財産権は、すべて甲に帰属させるものとし、乙は甲の指示に従い、当該知的財産権の譲渡のために必要な手続きをとるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙が第 2 条第 1 項第 1 号に定める国際研究プログラムに係る委託業務を実施する場合において、乙が国際研究プログラムにおける研究課題を支援する過程で発明等に寄与した場合の知的財産権の帰属は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 研究課題を実施する研究機関が国内の研究機関である場合は、当該研究機関に帰属させるものとし、乙は、当該研究機関への当該知的財産権の譲渡のために必要な手続きをとるものとする。
 - (2) 研究課題を実施する研究機関が国外の研究機関である場合は、甲に帰属させるものとし、乙は甲の指示に従い、当該知的財産権の譲渡のために必要な手続きをとるものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、乙が第 2 条第 1 項第 2 号に定める事業化支援プログラムに係る委託業務を実施する場合において、乙が国内の法人が保有する新技術の事業化に向けた

展開を支援する過程で新たに生じた知的財産権は、当該国内の法人に帰属させるものとし、乙は甲の指示に従い、当該知的財産権の情報を収集し、甲に報告するものとする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、乙が第2条第1項第3号に定める人材育成プログラムに係る委託業務を実施する場合において、乙が国内の研究者（以下「国内研究者」という。）を国外の研究機関（以下「国外研究機関」という。）へ派遣する場合には、国内研究者による国外研究機関での研究活動から新たに生じた知的財産権の帰属は、国外研究機関が国内研究者を受け入れる際の条件に従う。この場合、乙は甲の指示に従い、当該知的財産権の情報を収集し、甲に報告するものとする。

第18条（著作権の取扱い）

- 1 前条第1項の規定により乙から甲に著作権を譲渡する場合において、著作物を乙が自ら創作したときは、乙は著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 乙は、本契約の履行に関して、乙が既に有する著作権又は乙以外の第三者が創作した著作権を利用したときは、甲による利用に関して支障がないよう措置をするとともに当該者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じ、許諾内容を甲に報告するものとする。
- 3 乙は、本契約の履行にあたり、第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、第三者の有する知的財産権の利用について、一切の責任を負うものとする。

第19条（資金調達における公平な機会の確保）

乙は、委託業務における事業化の支援を通じて設立された企業による資金調達について、乙自身が資金提供を行う場合、乙以外の者にも当該企業に対する資金提供の機会を公平に与えるよう努力するものとする。

第20条（中間報告・年度末報告）

- 1 乙は、甲の要求があるときは、委託業務の進捗状況について、甲が別途指定する様式で委託業務中間報告書を作成し、甲の指定する期日までに提出しなければならない。
- 2 乙は、委託業務の実施期間が翌事業年度にわたるときは、甲が別途指定する様式で委託業務年度末報告書を作成し、翌事業年度の4月10日までに甲に提出しなければならない。

第21条（完了届及び実績報告書の提出）

- 1 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく甲が別途指定する様式で委託業務完了届を作成し、甲に提出しなければならない。本契約の解除により委託業務が終了した場合も同様とする。
- 2 乙は、前項の完了届を提出したときは、甲が別途指定する様式で委託業務実績報告書を作成し、委託業務が完了又は終了した日から30日以内又は翌事業年度の4月10日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

第22条（実績調査等）

- 1 甲は、乙から第20条第1項又は第2項に基づき委託業務中間報告書又は委託業務年度末報告書の提出を受けたとき、その他特に必要があると認めるときは、委託業務の進捗状況及

び委託費の使用状況等について調査することができる。

甲は、乙から前条第2項の規定に基づき委託業務実績報告書の提出を受けたときは、必要に応じ、委託業務の実施内容及び委託費の使用実績額が業務計画書、業務委託契約事務処理要領等及びこれに付した条件に適合するものであるかについて調査することができる。

- 2 甲は、前二項のほか、乙が甲又は内閣府に行った報告又は提出した書面の内容を確認するため、その他必要に応じて、乙に報告を求め、又は、必要な調査をすることができるものとする。甲は、乙の再委託先に対しても同様のことを求めることができるものとし、乙は、再委託先をしてこれに対応させるものとする。
- 3 乙は、前三項の調査に協力しなければならない。

第23条（額の確定等）

- 1 甲は、前条第1項の委託業務年度末報告書に係る調査をした結果、当該報告書の内容が適正であると認めるときは、当該事業年度分の委託費の支払額を決定し、乙に通知するものとする。
- 2 前項の通知額は、委託業務に要した当該事業年度の実支出額のうち適正と認めた額と当該事業年度分の契約金額のいずれか低い額とする。
- 3 甲は、前条第2項の委託業務実績報告書に係る調査をした結果、当該報告書の内容が適正であると認めるときは、委託期間を通算した委託費の額を確定し、乙に通知するものとする。
- 4 前項の確定額は、委託業務に要した実支出額のうち適正と認めた額と契約金額のいずれか低い額とする。

第24条（委託費の精算等）

- 1 乙は、第5条第2項により概算払いを受けた委託費が、前条第3項により通知された委託費の確定額を超えるときは、甲の指示に従い、甲が指定する期限までに超過額を甲に返還しなければならない。
- 2 甲が第5条第2項により概算払いを行わなかった場合には、乙は、前条第3項により通知された委託費の確定額を甲に請求し、甲は乙の請求を受けた日の属する月の翌月末日までに当該金額を乙の受取口座に振り込む方法により支払う（以下、かかる支払いを「精算払い」という。）。

第25条（甲の解除権）

- 1 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に対する書面による通知により本契約を解除することができる。
 - (1) 乙が本契約又は公募要領に違反し、相当の期間を定め催告しても違反が是正されないとき
 - (2) 乙による第6条第1項及び第8条第4項に定める表明保証に誤りがあったとき
 - (3) 本契約の締結又は履行に関して、乙に不正又は不当な行為があったとき
 - (4) 乙が本契約に基づき甲又は内閣府に対して行った報告又は提出した書面等に重大な誤りがあったとき

- (5) 乙による委託業務の実施が業務計画書の内容と大幅に乖離し又は遅滞したとき
 - (6) 内閣府による進捗評価の結果、乙による委託業務の継続が不相当と判断されたとき
 - (7) 乙、再委託先又は委託業務従事者が支援先の利益と相反する行為をしたとき
 - (8) 乙について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算その他これらに類する法的倒産手続（外国法に基づくものを含む。）の申立てがなされたとき又はその開始原因が生じたとき
 - (9) 乙が銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じたとき
 - (10) 乙が差押を受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じたとき
 - (11) 前各号のほか、乙による委託業務の継続が不相当と合理的に認められるとき
- 2 甲は、前項により本契約を解除した場合、乙に支払った委託費の全部又は一部の返還を求めることができる。
 - 3 前項の規定は、第1項各号の事由により甲に損害が生じた場合に、甲がその賠償を乙に請求することを妨げるものではない。
 - 4 第1項の解除により乙に損害が生じても、甲は何ら責任を負わないものとする。

第26条（甲の都合による解除）

- 1 甲は、委託業務が完了するまでの間、いつでも本契約を解除することができる。
- 2 前項の場合、甲は、解除により乙に生じた損害（ただし、逸失利益を含まない。）を賠償しなければならない。

第27条（その他の解除）

- 1 甲及び乙は、甲、乙いずれの責にも帰することのできない事由により、乙が委託業務を実施することが不可能又は著しく困難になったときは、甲、乙協議のうえ、本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、合意により本契約を解除することができる。
- 3 前二項の場合、甲、乙は互いに相手方に対し、何らの損害賠償責任を負わない。

第28条（契約終了後の措置）

本契約が解除により終了し、委託業務が完了しないで終了した場合において、委託業務に可分の部分があり甲が必要と認めるときは、甲は当該部分を取得することができる。

第29条（損害賠償等）

- 1 乙は、委託業務の実施により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由によらない場合はこの限りでない。
- 2 乙は、委託業務の実施により支援先その他の第三者（以下「支援先等」という。）に損害を与えその他支援先等との間に紛争が生じたときは、乙の費用と責任で解決し、甲に迷惑又は損害を及ぼしてはならない。乙が負担すべき損害を甲が負担した場合、乙は甲の請求に応じて、これを賠償しなければならない。

第30条（不正等の調査）

- 1 甲は、乙が、本契約の締結又は履行において不正又は不当な行為（以下本条において「不正等」という。）をした疑いがあると認められる場合は、乙に対して調査を指示することができる。
- 2 乙は、前項の指示を受けたときは速やかに調査を実施し、その結果を書面により甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、前項の報告を受け、必要があると認めるときは、乙に対し、通告のうえ乙の施設等に立ち入り、調査を実施することができる。
- 4 甲は、不正等の事実が確認できたときは、不正等を行った者の氏名及び不正等の内容を公表することができる。

第31条（談合等の不正行為に係る違約金等）

- 1 乙は、本契約の履行に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が、乙に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合）の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙に対して課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、甲はその超過分の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 乙は、本契約に関して、第1項各号の一に該当することとなった場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第32条（反社会的勢力の排除）

- 1 乙は、以下の各号の一に該当しないことを表明し保証する。甲は、以下の各号の一に該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。
 - (1) 乙、再委託先又は委託業務従事者が、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力であったこと。
 - (2) 乙又は再委託先の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。

- (3) 乙の親会社又は子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ。）が前二号のいずれかに該当すること。
- 2 甲は、以下の各号の一に該当したときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。
- (1) 乙、再委託先又は委託業務従事者が、甲に対して脅迫的な言動をすること又は暴力を用いること。
 - (2) 乙、再委託先又は委託業務従事者が、甲の業務を妨害すること又は甲の社会的評価若しくは信用を毀損すること。
 - (3) 乙、再委託先又は委託業務従事者が、第三者をして前二号の行為を行わせること。
 - (4) 乙若しくは再委託先又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
 - (5) 乙又は再委託先の親会社又は子会社が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。
 - (6) 本契約により発生する権利義務について、反社会的勢力との間で取引をし、又はその準備をすること。
- 3 甲は、前二項により本契約を解除した場合、乙に支払った委託費の全部又は一部の返還を求めることができる。
- 4 乙は、第1項又は第2項の規定により本契約を解除された場合には、実際に甲に生じた損害の賠償に加えて、違約金として解除部分に相当する契約金額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 5 第1項又は第2項の解除により乙に損害が生じても、甲は何ら責任を負わないものとする。

第33条（支払通貨・遅延利息）

- 1 甲又は乙による本契約に基づく相手方への支払いは、円貨にて行うものとする。
- 2 甲は、乙が本契約に基づき甲に委託費を返還し又は損害賠償、違約金その他の支払いをする場合、甲の定めた期限内に返還又は支払いをしなかったときは、乙に対し、期限の翌日から起算して返還又は支払いを完了する日までの日数に応じ、法定利率により計算した遅延利息を請求することができる。
- 3 乙は、甲が第21条第2項により乙に精算払いを行う場合、甲が同項に定める期限内に支払いをしなかったときは、甲に対し、期限の翌日から起算して支払いを完了する日までの日数に応じ、法定利率により計算した遅延利息を請求することができる。
- 4 前二項にかかわらず、返還遅延又は支払遅延が天災地変その他やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は遅延日数に参入しないものとする。

第34条（消費税等の計算）

- 1 本契約に係る消費税又は地方消費税の計算において、円未満の端数が生じたときは、その端数は切捨てるものとする。
- 2 本契約締結後、消費税又は地方消費税の税率が変更した場合、甲は委託費の支払いにおいて、変更に応じた相当額を加減して支払うものとする。

第 35 条（特約条項）

- 1 本契約の履行について、本契約条項に定めるもののほか、必要がある場合には特約条項を定めることができる。
- 2 特約条項と本契約条項との間に矛盾又は抵触がある場合は、特約条項の定めが優先するものとする。

第 36 条（権利義務の譲渡等）

- 1 乙は、甲の書面による事前の承認を得ないで、本契約上の地位又はこれに基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡、移転、承継、担保提供その他の方法により処分してはならない。また、本契約に基づいて製作又は購入した物件についても、同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙が外国会社であって、委託期間中に日本に子会社を設立した場合、乙が有する本契約上の地位及びこれに基づく権利義務を当該子会社に承継するものとし、甲はかかる承継を予め承諾する。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、GSC 運営法人が設立された場合、乙は、甲が有する本契約上の地位及びこれに基づく権利義務を当該法人に承継することを予め承諾する。

第 37 条（紛争の解決）

【1】本契約について、甲と乙との間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【2】本契約について、甲と乙との間に紛争が生じた場合には、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は東京とし、言語は日本語とする。

【注：原則【1】とする。但し、乙が外国法人で、設立国において日本の裁判所の判決を執行できない場合は、【2】を用いることとする。】

第 38 条（存続条項）

第 7 条第 4 項、第 9 条、第 10 条、第 13 条第 3 項第 1 号、同第 2 号、第 14 条、第 15 条第 4 項、第 16 条第 5 項、第 17 条、第 18 条、第 21 条から第 23 条、第 24 条第 1 項、第 25 条第 2 項、同第 3 項、同第 4 項、第 26 条第 2 項、第 27 条第 3 号、第 28 条から第 31 条、第 32 条第 3 項、同第 4 項、同第 5 項、第 33 条、及び第 36 条から第 40 条の規定は、本契約終了後も有効とする。

第 39 条（準拠法・言語）

- 1 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
- 2 本契約は、日本語により作成され、締結されるものとする。本契約が日本語以外の言語に翻訳された場合も、当該翻訳は本契約の解釈に影響しない。当該翻訳と日本語により作成された本契約との間に矛盾又は抵触がある場合、日本語により作成された本契約が優先するものとする。

第 40 条（その他の事項）

- 1 乙は、本契約の履行に関し、本契約に定める事項のほか、甲が必要な指示をしたときは、これに従わなければならない。
- 2 本契約に定めのない事項及び本契約に定める事項について生じた疑義については、甲、乙誠実に協議のうえ、解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区四番町5番地3
国立研究開発法人科学技術振興機構
分任契約担当者
グローバル・スタートアップ・キャンパス先行研究推進部長
○○ ○○

乙 (住所)
(社名)
(肩書き) (氏名)

※個人情報を取り扱う契約の場合に使用する。

別記 1

個人情報の取扱いに関する契約特約条項

(基本的事項)

第1条 乙は、業務を履行するにあたり、個人情報の保護に関する法令や規範を遵守するとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利又は利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(個人情報の利用目的等)

第2条 甲から乙に提供する個人情報の名称、種類、利用目的等は、別表のとおりとする。

(秘密の保持)

第3条 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務の完了後においても、同様とする。

(収集の制限)

第4条 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外に利用又は加工し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(委託の制限)

第6条 乙は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、前項の規定により個人情報の処理を第三者に委託するときは、個人情報の適切な管理を行う能力を有する者を責任を持って選定するものとし、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等についてあらかじめ甲に書面で承諾を得なければならない。

3 乙は、前項の規定により選定する委託先に対し、本特約条項に定める乙が履行すべき義務と同等の義務を負わせるものとし、乙及び乙の委託先との間で取り交わす契約書にその旨明記し、その写しを甲に提出しなければならない。

4 前二項は、乙の委託先が再委託を行うとき以降も同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7条 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(資料の返還及び消去等)

第8条 乙は、業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定によって個人情報を記録した資料を甲に返還した後、なお当該個人情報が複写や電磁的記録等として残されていることのないよう、遅滞なく復元又は判読が不可能な方法により当該情報を消去又は廃棄しなければならない。

(安全確保の措置)

第9条 乙は、業務に関して知り得た個人情報の紛失、滅失、改竄、毀損、漏洩その他の事故を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。また、乙は乙の従業員その他乙の管理下にて業務に従事する者に対し、乙と同様の秘密保持義務を負担させるものとする。

2 乙は、第6条第1項により個人情報の処理を第三者に委託するときは、その委託先に対して前項の措置を実施させるものとする。乙の委託先が再委託を行うとき以降も同様とする。

(立入調査)

第10条 甲は、個人情報の取扱いが遵守されていることを確認するため、乙に対して定期的な報告を求めるとともに立入調査を行うことができる。

2 甲又は乙は、第6条に定める委託先に対し、前項に規定する措置を行うこととし、乙及び乙の委託先との間で取り交わす契約書等にその旨明記し、その写しを甲に提出しなければならない。

3 前項は、乙の委託先が、再委託を行うとき及びそれ以降も同様とする。

(事故発生時における報告)

第11条 乙は、本特約条項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の解除権)

第12条 甲は、第10条の立入調査により個人情報の取扱いが遵守されていないと判断した場合、本契約を解除することができる。この場合乙は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、乙又は乙の従業員その他乙の管理下にある者の責に帰すべき事由により、甲又は当該個人情報の本人に損害が生じた場合は、その損害を賠償するものとする。

第2条別表

	項目	内容
1	保有個人情報の内容	当該個人情報が特定できる名称を記載（個人情報が利用に供される事務の名称等）
2	本人の人数	当該個人情報の保有人数（本人の数）を記載
3	提供先における利用目的	当該個人情報が提供先でどのような事務等に利用されるか（利用目的）を記載 ただし、本人から個人情報を取得する前に明示した利用目的の範囲内で、できるだけ具体的に利用目的を定めておくこと。（例）〇〇審査事務における本人の資格審査のために利用する。
4	利用する業務の根拠法令	根拠法令がなければ記載の必要なし
5	利用する記録範囲	当該個人情報に記録されている個人の範囲を記載 （例）〇〇申請書を提出した者
6	利用する記録項目	当該個人情報に記録されている項目を記載 （例）氏名、住所、性別、免許番号、発給額など
7	利用形態等	提供先が利用する形態を記載（例）電子処理ファイル
8	その他特記事項	その他参考となる事項を記載

(別添)

様式第 1

業務計画書

- I. 委託業務の内容
- II. 委託業務の実施体制
- III. 業務実施計画
- IV. 委託費の内訳